＜工事概要＞
博覧会展示場：鉄骨造（鉄骨とＣＬＴ（直交集成板）が複合した構造）地上３階建　延べ面積　11,352㎡　新築１棟
外構（囲障、屋外排水設備、舗装、雑工作物等）新設一式
電気設備工事、機械設備工事、エレベーター設備工事　各新設一式
指定部分（その１）：下記１）及び２）とする。
１）博覧会展示場の山留め、土工（掘削含む）及び基礎トラス鉄骨建方完了まで。
ただし、管理運営工区は掘削までとする。
２）博覧会展示場の下記イ）及びロ）の鉄骨工場製作・加工（現場搬入を含まない。）まで。
イ）管理運営工区の基礎トラス鉄骨。
ロ）展示スペースＡ、Ｂ及びＣ工区及び展示スペース水盤工の軸組の一部。
指定部分（その２）：博覧会展示場新築１棟（指定部分（その１）を除く。）及びその建物関連設備新設一式
⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間（契約締結日の翌日から工事開始日までの期間）を設定した工事である。
余裕期間内は、監理技術者又は主任技術者を配置することを要しない他、現場に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資材等の準備は行っても良い。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
工期：令和５年６月12日から令和７年２月28日まで。ただし、指定工期（その１）は令和６年３月25日まで、指定工期（その２）は令和６年12月10日まで。（余裕期間：契約締結日の翌日から令和５年６月11日まで）
⑹　使用する主要な資機材　鉄骨約4,200ｔ、ＣＬＴ（直交集成板）約2,100㎥（無償貸与材及び支給材含）、コンクリート約600㎥、鉄筋約80ｔ。
⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事とする。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出及び入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。なお電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
⑽　本工事は、工事実施にあたって、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更にて対応する試行工事である。
⑾　本工事は、工事管理の効率化を目的として、「工事書類の簡素化」を行う工事である。
⑿　本工事は入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。予定価格の算定に必要な項目について、見積価格を記載した見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とする工事である。
⒀　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。
⒁　本工事は、週休２日を促進する試行工事（受注者希望方式）である（週休日は、現場閉所とする。）。詳細は入札説明書による。
⒂　本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格や評価対象とする、「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。詳細は入札説明書による。
⒃　本工事は「情報共有システム」を活用する工事である。詳細は工事補足説明事項による。
⒄　本工事は、契約手続にかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
⒅　発注者の承諾を得て紙方式に代える場合、書面手続きにおける押印等の取扱いについて留意すること。
⒆　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、工事補足説明事項による。
⒇　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
(21)　本工事は、「建設現場の遠隔臨場」の対象工事である。詳細は「工事補足説明事項」による。
(22)　本工事は、令和５年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とした入札であり、予算成立の事情により本工事の入札期限・開札日時を変更する場合や取りやめる場合がある。

２　競争参加資格に関する事項
競争参加資格者は、次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年１月24日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から「大阪・関西万博日本館（仮称）新築工事」に係る特定ＪＶとしての競争参加資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　近畿地方整備局における令和５・６年度の一般競争（指名競争）参加資格「建築工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　近畿地方整備局における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格「建築工事」の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が単体有資格業者、特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」）にあっては構成員のうち１者において、1,200点以上であることを要件とする（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。特定ＪＶ又は経常ＪＶにおけるその他構成員にあっては、経営事項評価点数が1,100点以上であることを要件とする（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　単体有資格業者、特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶにあっては構成員のうちの１者は、平成19年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記１）から４）までの要件をすべて満たす建築工事（新築工事、増築工事のいずれの場合も、躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事）を施工した実績（発注者は問わない。民間実績も可とする。）（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。
１）工事内容：新築工事又は増築工事
２）建物用途：建築物（戸建て住宅、車庫及び倉庫を除く）
３）構造：鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
４）規模：階数２以上かつ延べ面積5,000㎡以上（増築工事の場合は増築面積に限る。）